

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総務省令第八号）

			改 正 案	現 行
			(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	
			第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	
第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
単体自己資本比率	(略)	(略)		第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。
一パーセン	一六	(略)		

  

			改 正 案	現 行
			(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	
			第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	
第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
単体自己資本比率	(略)	(略)		第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。
一パーセン	一六	(略)		

自己資本の充実の状況に係る区分	命令					ント以上 二パーセント未満
						トナリ
自己資本の充実の状況に係る区分	命令					ント以上 二パーセント未満
						トナリ
自己資本の充実の状況に係る区分	命令					ント以上 二パーセント未満
						トナリ

		第二区分		(略)	
		連結自己資本比率	一パーセント未満	二パーセント以上	連結自己資本比率
3 ・ 4	(略)	一〇八 (略)	九 法第五十八条第二項第七号から第二十 一号までに掲げる業務及びこれに付随す る業務若しくは同条第七項各号に掲げる 業務又は法第五十八条の二第一項第五号 から第十九号までに掲げる業務及びこれ に付随する業務若しくは同条第三項各号 に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの 禁止	一〇八 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
3 ・ 4	(略)	一〇八 (略)	九 法第五十八条第二項第七号から第二十 一号までに掲げる業務及びこれに付随す る業務若しくは同条第七項若しくは第八 項の規定により行う業務又は法第五十八 条の二第一項第五号から第十九号までに 掲げる業務及びこれに付隨する業務、同 条第三項若しくは第四項の規定により行 う業務若しくは同条第五項各号に掲げる 業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	一〇八 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令